

雄勝地域県管理河川減災計画 取組方針

平成30年3月23日

雄勝地域県管理河川減災対策協議会

目次

1	はじめに.....	1
2	本協議会の構成員.....	2
3	雄勝地域の概要.....	3
4	現状での取組み状況.....	4
5	減災のための目標.....	8
6	概ね5年で実施する取組み.....	9
7	フォローアップ.....	12

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については上流や支川の県管理河川も含めて、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成28年8月の台風10号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で9名の死者が出る被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、秋田県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、雄勝地域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「雄勝地域県管理河川における減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成29年6月28日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会や湯沢市、羽後町、東成瀬村とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
湯沢市	市長
羽後町	町長
東成瀬村	村長
秋田県地方気象台	台長
秋田県雄勝地域振興局	局長
秋田雄勝地域振興局総務企画部	部長
秋田県雄勝地域振興局建設部	部長

本協議会のアドバイザーは以下のとおり。

参加機関
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

本協議会の幹事会参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
湯沢市総務部総務課総合防災室	室長
羽後町生活環境課	課長
東成瀬村民生課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県雄勝地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県雄勝地域振興局建設部保全・環境課	課長

3 雄勝地域の概要

本協議会では、雄勝地域の県管理河川を対象に減災対策に取り組みます。

雄勝地域は、県の内陸南端に位置し、湯沢市（平成 17 年 3 月に旧湯沢市、雄勝郡雄勝町、稲川町、皆瀬村が合併）と雄勝郡羽後町、東成瀬村の 1 市 1 町 1 村からなり、東部は、岩手県、南部は山形県及び宮城県に接し、県境は栗駒国定公園となっております。

総面積は、約 1,125km² と広大で、県全体の約 11% を占めています。

雄勝地域における県管理河川は、雄物川水系役内川、皆瀬川、成瀬川などの 29 河川、管理延長約 260km であり、このうち水位周知河川は 1 河川、非水位周知河川は 28 河川です。

【雄勝地域における県管理河川(水位周知河川)】

No.	河川名	管理延長 (km)
1	雄物川水系役内川	19.2

【雄勝地域における県管理河川(非水位周知河川)】

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	雄物川水系雄物川	11.8	15	雄物川水系白子川	10.1
2	雄物川水系新町川	6.0	16	雄物川水系姉倉沢川	4.0
3	雄物川水系払体川	2.5	17	雄物川水系山谷川	1.8
4	雄物川水系西馬音内川	19.1	18	雄物川水系松沢川	1.8
5	雄物川水系羽後大戸川	15.6	19	雄物川水系戸沢川	6.0
6	雄物川水系床舞川	4.0	20	雄物川水系立川	3.0
7	雄物川水系田沢川	6.3	21	雄物川水系高松川	21.8
8	雄物川水系切畑川	1.5	22	雄物川水系寺田川	4.5
9	雄物川水系皆瀬川	33.6	23	雄物川水系宇留院内川	6.5
10	雄物川水系成瀬川	31.0	24	雄物川水系赤平田川	3.4
11	雄物川水系大沢川	2.0	25	雄物川水系大役内川	2.6
12	雄物川水系駒形黒沢川	4.0	26	雄物川水系湯の沢川	2.0
13	雄物川水系大谷川	4.0	27	雄物川水系松根川	3.7
14	雄物川水系大鳥谷沢川	0.1	28	子吉川水系石沢川 (田代川及び仙道川を含む。)	25.8

4 現状での取組み状況

雄勝地域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては以下のとおりである。

① 避難勧告等の発令者としての現状と課題

項目	現状○と課題●
避難勧告経験の有無	<p>○マニュアルは整備しているが、今後の予測の部分については、判断は難しい。</p> <p>○避難情報の発令はないが、水害の発令基準は作成している。</p> <p>○避難勧告等の発令については多数の手段を想定しているが、各手段の利用方法等について習熟度が低い。</p> <p>●今後の予測に関する判断の難しさ } ①</p> <p>●発令手段の習熟度</p>
体制の確保	<p>○長期的な対応時には、人員等の配置について課題があるものと思われ、受援体制の整備が必要と感じる。</p> <p>○水害対応に特化した動員体制は無いが、一般災害の動員体制を準用できる。ただし、水害時の具体的業務の整理が乏しいことや水害の長期化大規模化に関わる動員体制づくりが出来ていない。</p> <p>○基本的に一般災害の動員体制を準用できる。ただし、水害時の具体的業務の整理が乏しいことや長期化大規模化に対応可能な動員体制づくりはできていない。</p> <p>●長期化大規模化に関わる動員体制づくり } ②</p> <p>●水害時の具体的業務の整理</p>
現在の避難勧告等基準	<p>○避難判断マニュアルに沿って判断しているが、何十年に一度のような降水があった場合への対応には、不安がある。</p> <p>○避難勧告基準の情報が不足している。より判断に迷わない明確な基準が必要。</p> <p>○避難勧告等の基準となる情報が不足している。的確な判断をするための情報と明確な基準が必要。</p> <p>●避難勧告等の基準となる情報の不足 } ③</p>
情報の入手方法と判断の根拠	<p>○情報は集約し、確認等を行ってから協議し対応しているが、情報が多くなった場合や急な状況の変化への対応は不安である。</p> <p>○情報の入手体制と情報の活用方針は決まっているが、その情報を町長の判断に資することができるように様式をより工夫する必要がある。</p> <p>○情報の入手体制と情報の活用方針は決まっているが、判断に悩むケースがあるため水害に対する明確な基準を設定する必要がある。</p> <p>●情報量が多くなった場合の対応（様式づくりなど） } ④</p> <p>●水害に対する明確な基準を設定（判断に悩むケースがあるため）</p>

<p>避難所設置の状況</p>	<p>○広範囲な場合、避難所開設数が多くなった場合など、対応が可能か不安がある。</p> <p>○避難所の設置にあたっては、責任者などの役割分担を決めているが、責任者が現地に到達出来ない場合の代替措置を定める必要がある。具体的には自治会の会長等が責任者代理となること等を検討する必要がある。</p> <p>○避難所の設置にあたっては、人員を配置することと配置された人員の役割等は地域防災計画に記載されているが、具体的に配置する人員を明記していないので検討が必要であると考え。</p> <p>●避難所開設数が多くなった場合などの対応 ●避難所設置の代理責任者の検討など ●具体的な配置人員の明記</p> <p style="text-align: right;">} ⑤</p>
<p>要配慮者施設への対応</p>	<p>○災害状況によるが、施設への連絡体制の整備が必要である。</p> <p>○要配慮者施設への避難準備・高齢者等避難の発令情報は施設への電話ファックスのみ伝達となっている。職員全員に伝達するようにする必要がある。避難確保計画が未策定であり、避難所等での施設側の対応まで整理する必要があると考える。要配慮者施設への避難準備・高齢者等避難の発令情報は施設にのみ伝達となっている。</p> <p>○避難確保計画が未策定であり、避難所等での施設側の対応まで整理する必要があると考える。</p> <p>●施設への連絡体制の整備 ●電話ファックスのみの伝達であり、職員全員への伝達が必要 ●避難確保計画の策定（避難所等での施設側対応までを要整理）</p> <p style="text-align: right;">} ⑥</p>

※●後ろの数字は課題番号

② 発令の伝達と住民のとらえ方

項目	現状○と課題●
避難勧告を伝達する手段	<p>○危険な地域と認識しているところでは、避難状況は良い傾向であるなど、地域により差が大きい。</p> <p>○防災行政無線が聞こえづらい地域があり、防災行政無線の改善が必要である。</p> <p>○全戸配布しているので伝達方法は防災行政無線を基本としているが、広報車やエリアメール等の伝達方法も整備している。</p> <p>●防災行政無線の改善（聞こえづらい地域あり） ⑦</p>
その伝達手段で情報は届くか	<p>○市全域における情報伝達手段について、今年度は計画を策定し、来年度以降計画に沿って整備する予定である。</p> <p>○緊急速報メール、ホームページ、Ｌアラートを利用し報道機関への依頼、様々な情報伝達ツールを活用し、情報伝達漏れが無いようにしている。過去に水害が無いという経験から安全であると誤認し、避難しないという状況があると思われる。昨今の集中豪雨被害の状況を整理して周知する等の取り組みが必要と感じる。</p> <p>○村内にいる限りは、防災行政無線で各戸及び屋外に放送できるので周知可能である。また、広報車やエリアメール等の方法も活用して、一人ひとり確実に周知できるような体制としている。</p> <p>●過去の経験から避難しない可能性があり、近年の状況等の周知が必要 ⑧</p>
「空振りを恐れない」行動規範	<p>○他市の状況をみると、避難勧告や指示は出すが、避難する住民が少なく、「空振り」を恐れずとの考えには問題ないと思うが、避難情報の信頼性は低下していくことになるのではないのかと懸念される。</p> <p>○溢水被害を具体的にイメージしていただく必要があると思う。被害を想像でき、かつ降雨予想が難しいことを認識していただき、自らが情報を収集し、判断、行動しなければならないという意識を持っていただく必要があると思う。その上で、自然現象であり、空振りによる信頼性の低下はやむを得ないという認識ではなく、なぜ、空振りになったのかを検証し、住民へ情報提供していくことが、より正確な状況把握に繋がっていくと思う。</p> <p>○天候については短期間予報はインターネット等から情報収集が可能であるが、自然現象であるために急激な変化については対応が難しく、的確なタイミングでの発令がかなわない場合もある。したがって、自分で情報収集し、状況を判断していただけるような意識付けが重要であると考えている。また、空振りした場合は、原因を検証し説明することが必要であると考えている。</p> <p>●避難情報の信頼性の低下を懸念 ●住民自らの意識改善が必要（情報収集・判断・行動） ●空振り原因の検証・情報提供が必要</p> <p style="text-align: right;">} ⑨</p>

※●後ろの数字は課題番号

③ 避難行動の平時の取組み

項目	現状○と課題●
ハザードマップの表示方法と配布方法	<p>○全戸配布しても、大雨時にハザードマップを見たこともないという市民もあり、平時からの市民自身の対応にも問題がある。</p> <p>○ハザードマップの浸水範囲や避難方向等の認識が薄れていくことが懸念される。何らかの方法で適宜認知度を高める仕組みが必要。</p> <p>○ハザードマップは今年度の完成を予定している。</p> <p>●ハザードマップの認知・関心の向上 ⑩</p>
ハザードマップの認知度	
訓練など平時の取組みの実態	

※●後ろの数字は課題番号

④ 河川管理者の課題

項目	現状○と課題●
河川管理者の課題	<p>○気象台長と市長とのホットラインは結んでいるが、県との間での連絡体制がこのままでよいのかは疑問である。</p> <p>○より確度の高い水位上昇見込みを速やかに推定する仕組みづくりが必要である。過去の水害実績から、河川管理者と地元市町村、そして気象台等が連携しより効果的な対策を検討する必要があると考える。</p> <p>○全村をカバーできるより確度の高い水位上昇見込みを速やかに推定する仕組み作りが必要であると考え。</p> <p>●県・市町村間の連絡体制の再確認 ●確度の高い水位上昇見込みの推定 ●老朽化した護岸等の施設管理 ●州ざらい等の維持管理の実施</p> <p style="text-align: right;">} ⑪</p>

※●後ろの数字は課題番号

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

【5 年間で達成すべき目標】

雄勝地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性をもち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上』を目標とする。

※大規模水害：想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目的の達成に向け、雄勝地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施します。

- ① 雄勝地域における特徴を踏まえた避難に関する取組
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③ 地域防災力向上のための継続的な取り組み

6 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりとします。

1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
・老朽化護岸の補修	⑪	引き続き 順次実施	秋田県
■危機管理型ハード対策			
・計画的な州ざらいの実施	⑪	引き続き 実施	秋田県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備			
・水位計、雨量計及び情報収集・提供機器の更新・改良等	① ③ ④	引き続き 実施	秋田県

2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

① 円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するために取組として、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組み			
・秋田県と気象台、管内市町村のホットラインの構築	①②③ ④⑪	引き続き 実施	秋田県、気象台、湯沢市、羽後町、東成瀬村
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	①②③ ④⑤⑥	H29年度から実施	秋田県、気象台、湯沢市、羽後町、東成瀬村
・水位計、雨量計の配置の見直しや増設	③④⑪	引き続き 実施	秋田県
・水位周知河川の追加検討	⑪	引き続き 実施	秋田県
・最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表	⑨⑩⑪	県全体で H33年度までに順次実施	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成	⑨⑩	H29年度から実施※	湯沢市、羽後町、東成瀬村
・水位周知河川以外の河川の浸水実績の把握と周知	③⑪	今後被害が生じた場合に適宜実施	秋田県、湯沢市、羽後町、東成瀬村
・実況雨量に基づく「簡易水位予測」（計算シート）の活用	③④⑪	適宜実施	秋田県、湯沢市、羽後町、東成瀬村
・避難情報伝達手段の検討と整備	⑥⑦⑧	引き続き 実施	湯沢市、羽後町、東成瀬村

※ただし、雄物川の新たな浸水想定に基づく。

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組み			
・ハザードマップ作成に向けたヒアリングや説明会、ハザードマップ完成時の周知の実施	⑩	引き続き実施	湯沢市、羽後町、東成瀬村
・小中学校等における防災教育や出前講座等を活用した説明会の実施	⑨⑩	引き続き実施	秋田県、湯沢市、羽後町、東成瀬村
・地域全体の防災力向上を図るため町内や自主防災組織等による訓練の実施	⑤⑨⑩	引き続き実施	秋田県、湯沢市、羽後町、東成瀬村

② 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間確保のための取組み

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に関する情報共有や支援に資するための取組みとして、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
■ 水防活動の効率化及び水防体制強化に関する取組み			
・水害リスクの高い箇所の合同巡視の実施	①③④⑩	引き続き実施	秋田県、湯沢市、羽後町、東成瀬村
■ 要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組み			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援	⑥	引き続き実施	秋田県、湯沢市、羽後町、東成瀬村

3) 取組みの進め方

地域防災向上のために、これらの取組みを継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い雄勝地域の文化を形成します。

7 フォローアップ

- 各機関の取り組み内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要です。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。

雄勝地域県管理河川減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「雄勝地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。
なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、雄勝地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
3 協議会には座長を置くものとし、秋田県雄勝地域振興局長がその職務を行う。
4 座長に事故があるときは、秋田県雄勝地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県雄勝地域振興局建設部に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成29年6月 1日から施行する
平成30年3月23日改定

別表 1

雄勝地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対 象 河 川
役内川、その他雄勝地域における指定区間内の一級河川

別表 2

雄勝地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機 関 名	代 表 者
湯沢市	市 長
羽後町	町 長
東成瀬村	村 長
秋田地方気象台	台 長
秋田県雄勝地域振興局	局 長
秋田県雄勝地域振興局総務企画部	部 長
秋田県雄勝地域振興局建設部	部 長

別表 3

雄勝地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

雄勝地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 関 名	代 表 者
湯沢市総務部総務課総合防災室	室 長
羽後町生活環境課	課 長
東成瀬村民生課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県雄勝地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県雄勝地域振興局建設部保全・環境課	課 長